

事業No.	事業名	事業の概要	平成23年度実施状況	平成23年度達成度	平成24年度実施状況	平成24年度達成度	平成25年度実施状況	平成25年度達成度	子どもの視点からの成果と課題	3年間の自己評価度	所管課	再掲事業No.
施策の方向 3		子どもの居場所づくりの促進										
推進施策 14		子どもが利用する施設においてその運営や事業等への、子どもの参加を一層進めます。また、子どもが安心して過ごせるよう居場所の環境の整備を進めます。 (参考条文:第16条、第18条、第21条、第27条、第29条、第32条、第33条、第34条)										
《目標》 具体的な取組 53		「子ども夢パーク子ども運営委員会」、こども文化センター及びわくわくプラザにおける「子ども運営会議」を充実させます。また、事業の企画・実施等への子どもの主体的な参加を推進します。										
220	子ども夢パーク事業 (夢パークつうしん)	子ども運営委員の子どもと支援委員会のおとな及びスタッフの協働で「夢パークつうしん」を手作りで発行し、地域や公共施設に配布する。隔月刊で発行。子ども夢パーク及び「えん」の事業案内、実施報告等を掲載し、1回につき、6,500部発行。利用者、公共施設、学校に配布する。	指定管理者において、「夢パークつうしん」を手作りで発行し、地域や公共施設に配布した。また、利用者、公共施設、学校に配布した。	3	指定管理者において、「夢パークつうしん」を手作りで発行し、地域や利用者、公共施設に配布した。	3	指定管理者において、「夢パークつうしん」を手作りで発行し、地域や利用者、公共施設に配布した。	3	①関連条文:第27条、第29条 ②成果:「夢パークつうしん」を手作りで発行し、地域や利用者公共施設に配布することで。活動を広く伝えることができた。 ③課題:子どもが意欲的に取り組めるよう、おとなが協働していく。	B	こども本部 青少年育成課	
221	子ども夢パーク事業 (子ども運営委員会)	子どもの活動拠点として、また、子どもなら誰でも利用できる施設として、子どもの意見表明・参加を実践するために事業を行う。施設において、子ども運営委員会を組織し、子どもの意見を施設の管理運営事業実施に反映させる。	子どもの活動拠点として、子どもの意見表明・参加を実践するための事業として、施設において、子ども運営委員会を組織し、子どもの意見を施設の管理運営事業実施に反映させた。	3	子どもの活動拠点として、子どもの意見表明・参加を実践するための事業として、施設において、子ども運営委員会を組織し、子どもの意見を施設の管理運営事業実施に反映させた。	3	子どもの活動拠点として、子どもの意見表明・参加を実践するための事業として、施設において、子ども運営委員会を組織し、子どもの意見を施設の管理運営事業実施に反映させた。	3	①関連条文:第29条、第31条、第34条 ②成果:平成25年度の子どもの夢パーク10周年記念行事を含め、子ども達が意見表明・参加を実践する場が十分に確保でき、子どもが主体的に行事を進めた。 ③課題:子どもが意欲的に取り組めるよう、おとなが協働していく。	B	こども本部 青少年育成課	108
222	こども文化センター だより等	子ども運営会議等での意見表明や子どもたちが企画した行事を、こども文化センターだよりに掲載し配布する。また、ホームページ等により広報し子どもの参加を促進する。	子ども運営会議等での意見表明や子どもたちが企画した行事を、こども文化センターだよりに掲載し配布した。また、ホームページ等により広報し子どもの参加を促進した。	3	子ども運営会議等での意見表明や子どもたちが企画した行事を、こども文化センターだよりに掲載し配布した。また、ホームページ等により広報し子どもの参加を促進した。	3	子ども運営会議等での意見表明や子どもたちが企画した行事(夏祭り、餅つきなど)を、こども文化センターだよりに掲載し配布した。また、ホームページ等により広報し子どもの参加を促進した。	3	①関連条文:第29条 ②成果:子ども運営会議等での意見表明や行事を、こども文化センターだよりに掲載し配布、ホームページも活用し子どもの参加を促進できた。 ③課題:子どもの参加の促進を図っていく。	B	こども本部 青少年育成課	
223	こども文化センター・わくわくプラザ 子ども運営会議	こども文化センターやわくわくプラザの運営にあたり、幅広い子どもの意見を聴くために、会議の企画・運営の全てを、子どもが中心となって行い、職員や地域のおとなはその補助に徹するよう努めていく。	こども文化センターやわくわくプラザの運営にあたり、幅広い子どもの意見を聴くために、会議の企画・運営の全てを、子どもが中心となって行い、職員や地域のおとなはその補助に徹するよう努めた。	3	こども文化センターやわくわくプラザの運営にあたり、幅広い子どもの意見を聴くために、会議の企画・運営の全てを、子どもが中心となって行い、職員や地域のおとなはその補助に徹するよう努めた。	3	こども文化センターやわくわくプラザの運営にあたり、幅広い子どもの意見を聴くために、会議の企画・運営の全てを、子どもが中心となって行い、職員や地域のおとなはその補助に徹するよう努めた。	3	①関連条文:第29条、第34条 ②成果:こども文化センターやわくわくプラザの運営にあたり、幅広い子どもの意見を聴くために、会議の企画・運営の全てを、子どもが中心となって行うことができ、仲間づくりと異年齢の交流が進んだ。 ③課題:子どもが中心となって進めるよう、大人が補助していく必要がある。	B	こども本部 青少年育成課	109
224	こども文化センター 運営協議会	児童の健全育成及び市民活動を促進し、地域が主体となったこども文化センターの運営を図るために、地域のさまざまな組織の代表者やこども文化センターの利用団体が一体となり、こども文化センターの運営にかかる諸課題等について協議するとともに事業推進に向けた主体的な組織として、各こども文化センターに設置した。また、子どもたちの参加を含め、意見を取り入れるよう努める。	各館においてこども文化センター運営協議会を開催した。また、子どもの参加活動を促し、意見を取り入れることに努めた。	3	各館においてこども文化センター運営協議会を開催した。また、子どもの参加活動を促し、意見を取り入れることに努めた。	3	各館においてこども文化センター運営協議会を開催した。また、子どもの参加活動を促し、意見を取り入れることに努めた。	3	①関連条文:第29条、第34条 ②成果:各館においてこども文化センター運営協議会を10回開催した(58館の平均)。また、子どもの参加活動が促進され、イベントや遊びについて意見が多数取り入れられた。 ③課題:子どもが中心となって進めるよう、大人が補助していく必要がある。	B	こども本部 青少年育成課	107
《目標》 具体的な取組 54		こども文化センターの改修及びわくわくプラザ室の施設整備を進めます。										
225	こども文化センター の施設整備	老朽化施設を改修するとともに、バリアフリーの理念に沿って、障害のある子どもが利用しやすい施設にする。	老朽化施設を改修した。また、玉川こども文化センターの建替えにあたっては、バリアフリーの理念に沿って、障害のある子どもが利用しやすい施設にした。	3	老朽化施設を改修したほか、建設中の(仮称)川崎区内複合福祉施設に入る日進町こども文化センターにおいては、バリアフリーの理念に沿った施設整備を行っている。	3	老朽化施設2施設を改修(屋上防水、外壁塗装)したほか、ふれあいプラザ川崎内に移設した日進町こども文化センターにおいては、バリアフリー化し、障害のある子どもが活動しやすいよう整備を行った。	3	①関連条文:第16条、第21条 ②成果:2箇所の老朽化施設の改修を行った。新築の日進町こども文化センターはバリアフリー化がされることで、より安全で快適な環境で活動をすることができるようになった。 ③課題:継続的な施設のメンテナンスが必要である。	B	こども本部 青少年育成課	248

第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画進捗状況調査表

施策の方向3 220～255

事業No.	事業名	事業の概要	平成23年度実施状況	平成23年度達成度	平成24年度実施状況	平成24年度達成度	平成25年度実施状況	平成25年度達成度	子どもの視点からの成果と課題	3年間の自己評価度	所管課	再掲事業No.
226	こども文化センターわくわくプラザ室の施設整備	わくわくプラザ登録児童、利用児童の増加により、狭あいとなった施設の解消のため、整備を行う。バリアフリー化し、障害のある子どもが活動しやすくなるよう環境整備を進めるとともに、学校との連携を図り、子ども同士の交流を促進する。	わくわくプラザ7か所の施設整備を行った。また、学校との連携を図り、子ども同士の交流を促進する。	3	わくわくプラザ4か所の施設整備を行った。また、学校との連携を図り、子ども同士の交流を促進する。	3	わくわくプラザ3か所の施設整備を行った。また、学校との連携を図り、子ども同士の交流を促進する。	3	①関連条文:第16条、第21条 ②成果:わくわくプラザの施設整備を行い、3階以上のプラザ室の低層階への移動やスペース拡充を行い、より安全に配慮しながら利用を希望する子ども全員を受け入れた。 ③課題:増加傾向にある児童数への対応するため、施設の拡充等を検討する必要がある。	B	こども本部 青少年育成課	249
《目標》 具体的な取組 55		青少年の家等において、子どもの意見を施設運営等に取り入れ、子どもが安心して過ごせるような居場所の環境整備に努めます。										
227	青少年施設における子ども運営委員会	子ども夢パークについては「川崎市子どもの権利に関する条例」に基づき、子どもの権利が活かされる象徴的な場(施設)として、子ども運営委員会を開催し、子どもの意見を施設の管理運営に反映させる。他の施設においても、子どもの意見を取り入れた施設運営が図れるよう検討する。	子ども夢パークについては、子ども運営委員会を開催し、子どもの意見を施設の管理運営に反映させた。他の施設においても、子どもの意見を取り入れた施設運営を図った。	3	子ども夢パークについては、子ども運営委員会を開催し、子どもの意見を施設の管理運営に反映させた。他の施設においても、子どもの意見を取り入れた施設運営を図った。	3	子ども夢パークについては、子ども運営委員会を開催し、子どもの意見を施設の管理運営に反映させた。他の施設においても、子どもの意見を取り入れた施設運営を図った。	3	①関連条文:第29条、第34条 ②成果:平成25年度の子どもの夢パーク10周年記念行事を含め、子ども達が意見表明・参加を実践する場が十分に確保できた。 ③課題:子どもが中心となって進めるよう、大人が補助していく必要がある。	B	こども本部 青少年育成課	
《目標》 具体的な取組 56		子どもの居場所において、子どもが安心してSOSを発信できるよう支援します。										
228	子どもの権利ノート活用	児童養護施設等の児童福祉施設入所措置児童に「子どもの権利ノート」を配布し、入所児童の権利擁護を図る。5 県市協調事業である。	新規入所児童に権利ノート及び郵送用封筒を配布した。	3	新規入所児童に対し、年齢に応じた権利ノート(幼児用、学童用)及び人権オンブズパーソン行き郵送用封筒を配布し、子どもの権利について伝えるとともに、子どもが困難に面した場合の相談や権利侵害等の相談方法について周知を行った。	3	新規入所児童に対し、年齢に応じた権利ノート(幼児用、学童用)及び人権オンブズパーソン行き郵送用封筒を配布し、子どもの権利について伝えるとともに、子どもが困難に面した場合の相談や権利侵害等の相談方法について周知を行った。	3	①関連条文:第16条 ②成果:入所時点で権利ノートの配布及び説明を行い周知されていることで、施設内の意見箱等への意見の表明につながっている。 ③課題:入所時点で権利ノートの配布及び説明を行い、その後も随時個別に対応しているが、権利についてのこまめな意識づけが必要とされている。	B	こども本部 こども福祉課	32,40,274
229	施設での情報提供等	施設内における子どもの権利を保障するため、子どもの声を拾い上げる仕組みの整備や、職員の資質向上を図る研修などを実施していく。	子どもの声を拾い上げる意見箱等の設置を確認した。また、職員の資質向上研修に対する補助を行った。	3	子どもの声を拾い上げる意見箱等の設置を確認した。また、職員の資質向上研修に対する補助を行った。	3	子どもの声を拾い上げる意見箱等が設置されていることを確認した。また、職員の資質向上研修に対する補助を行った。	3	①関連条文:第16条 ②成果:意見箱等の設置により、直接は言い難い児童の意見を拾い上げることができ、施設運営に活用されている。 ③課題:より児童が利用しやすいよう、意見箱の設置場所等について工夫の余地がある。	B	こども本部 こども福祉課	33
230	施設等で生活している子どもへの情報提供等	施設入所等を行う子どもに対して、相談体制等の情報提供を行うために、子どもの権利ノートを配布する。	子どもが施設入所する際に子どもの権利ノートを渡し、子どもが置かれている状況の説明と相談体制等の情報提供を行った。	3	子どもが施設入所する際に子どもの権利ノートを配布し、子どもが置かれている状況の説明と相談体制等の情報提供を行った。	3	子どもが施設入所等する際に子どもの権利ノートを配布し、子どもが置かれている状況の説明と相談体制等の情報提供を行った。	3	①関連条文:第16条 ②成果:施設等に入所している子どもに、自身の権利及び相談体制等の情報提供を図ることで、権利保障についての理解を深めることに努めた。 ③課題:子ども本人が、より自らの権利保障について理解を深めるような啓発に努める必要がある。	B	こども本部 こども家庭センター	34
231	子ども夢パーク事業(SOSの発信)	子どもがありのままの自分でいられる居場所である子ども夢パークにおいて、子どもが安心してSOSを発信できるよう支援する。	子どもがありのままの自分でいられる居場所である子ども夢パークにおいて、子どもが安心してSOSを発信できるよう支援した。	3	子どもがありのままの自分でいられる居場所である子ども夢パークにおいて、子どもが安心してSOSを発信できるよう支援した。	3	子どもがありのままの自分でいられる居場所である子ども夢パークにおいて、子どもが安心してSOSを発信できるよう支援した。	3	①関連条文:第16条 ②成果:不登校の児童生徒の居場所であるフリースペースえんなど、子どもが安心してSOSを発信できる場所が継続的に確保されている。 ③課題:引き続き確保できるよう努める。	B	こども本部 青少年育成課	

第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画進捗状況調査表

事業No.	事業名	事業の概要	平成23年度実施状況	平成23年度達成度	平成24年度実施状況	平成24年度達成度	平成25年度実施状況	平成25年度達成度	子どもの視点からの成果と課題	3年間の自己評価度	所管課	再掲事業No.
232	適応指導教室（ゆうゆう広場）	市内6か所に設置されている適応指導教室（ゆうゆう広場）において、通級する子どもたちのニーズに応じた活動を展開するために、毎月担当者が集まり、情報交換と研修を行うなど、活動内容に子どもたちの声が反映され、不登校の子どもが安心していられる居場所づくりに努める。	市内5か所に設置している適応指導教室（ゆうゆう広場）の教育相談員の連絡会議、研修会を月1回定期的に開催し、情報の共有化と相談技術の向上を図ってきた。その結果、通級者の3割を超える児童生徒が何らかの形で学校復帰を果たすことができた。	3	高津区に6番目の適応指導教室（ゆうゆう広場）を開設し、市内全域から通級しやすい環境を整えることができた。教育相談員の連絡会議、研修会を月1回定期的に開催し、情報の共有化と相談技術の向上を図った結果、平成24年度は192名が通級登録し、その3割を超える児童生徒が何らかの形で学校復帰を果たしている。	3	市内6箇所の適応指導教室（ゆうゆう広場）を運営し、小集団での体験活動・学習活動を通して自主性の育成や人間関係の適性を高め、学校や社会復帰につながるような支援を行った。また、教育相談員の連絡会議、研修会を月1回定期的に開催し、情報の共有化と相談技術の向上を図った。その結果、平成25年度は216名が通級登録し、その3割を超える児童生徒が登校できる状態、または、学校復帰を果たしている。	3	①関連条文：第16条、第27条 ②成果：適応指導教室に通った多くの子ども達に状態の改善が見られた。 ③課題：適応指導教室の通級が必要とされる子ども達への周知が必要である。	B	教育委員会事務局 総合教育センター 教育相談センター	36,106,241
《目標》 具体的な取組 57		乳幼児が安心して過ごせるような居場所づくりを充実させます。										
233	保育園	乳幼児が安心して過ごせる保育所の運営に努める。	子ども一人ひとりが健康で安全で情緒の安定した生活が送れるよう配慮するとともに、施設の保全等保育環境を適切に保つことができた。	3	子ども一人ひとりが健康で安全で情緒の安定した生活が送れるよう配慮するとともに、施設の保全等保育環境を適切に保つことができた。	3	子ども一人ひとりが健康で安全で情緒の安定した生活が送れるよう配慮するとともに、施設の保全等保育環境を適切に保つことができた。	3	①関連条文：第18条、第21条 ②成果：乳幼児が安心して過ごせる保育所の運営を進め、発達や経験の個人差等に留意し、子どもの健やかな成長発達を援助した。 ③課題：引き続き保育環境を適切に保っていくことが求められる。	B	こども本部 保育課	
234	地域子育て支援センター事業	平成19年度に国が地域子育て支援センター事業を再編し、新たに児童館の活用を加えた「地域子育て支援拠点事業」を創設した。これにより、より身近な地域でサービスを提供し、安心して、子育てができる環境を整備する。地域に根ざした「こども文化センター」を定期的に地域子育て支援センターとして提供することにより、支援活動とおして、地域の特性を生かした市民活動団体の育成を図る。	・地域子育て支援センター（センター型）1か所拡充（幸区） ・平成24年度地域子育て支援センター（児童館型）事業運営団体を選考を行い、地域の子育て支援の充実を図った。 ・担当者のスキルアップのための研修実施	3	地域子育て支援センターを幸区・高津区に計2か所拡充し、市内51か所で事業を行なった。また、地域子育て支援センター事業の今後の方向性について関係部署と検討を行なった。このほか、担当者のスキルアップのための研修を8回実施した。	3	地域子育て支援センター事業について、市内53か所で実施した。また、地域子育て支援センター事業の今後の方向性について関係部署と検討を行なった。このほか、担当者のスキルアップのための研修を9回実施した。	3	①関連条文：第17条、第18条、第26条 ②成果：地域子育て支援センターを市内に53か所実施し、地域のこども子育て支援の機能の充実を図った。 ③課題：家庭で子育てをしている世帯に対する支に向けて、地域子育て支援センター事業の充実に向けた取り組みをすすめていく必要がある。	B	こども本部 こども企画課	66,197
235	保育所における子育て支援事業	子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。	各地域子育て支援センターや保育園の園庭開放等で、地域の親子に対して講座や育児相談等を実施。	3	各地域子育て支援センターや保育園の園庭開放等で、地域の親子に対して講座や育児相談等を実施した。	3	各地域子育て支援センターや保育園の園庭開放、また、川崎区及び宮前区において公立保育所再構築のモデル事業を推進し、地域の親子に対して講座や育児相談等を実施し、引き続き地域の子育て家庭に対する育児支援を行った。	3	①関連条文：第17条、18条 ②成果：各保育園で園庭開放などで、地域の親子に講座や育児相談等を実施し、地域の子育て家庭に対する育児支援を充実させた。 ③課題：ニーズを捉えた支援を地域と共に進めていく必要がある。	B	こども本部 保育課	67,198
236	こども文化センターにおける子育て支援事業	子育ての不安や悩みを抱えている親が、気軽に行ける場、幼児と保護者が交流できる場として、こども文化センターを提供し、地域における子育て支援を行う。また、施設的环境整備等を行う。	幼児と保護者等が交流できる場として、こども文化センターを提供し、地域における子育て支援を行った。また、施設等の環境整備等の施設整備を行った。	3	幼児と保護者等が交流できる場として、こども文化センターを提供し、地域における子育て支援を行った。また、施設的环境整備等を行った。	3	幼児と保護者等が交流できる場として、こども文化センターを提供し、地域における子育て支援を行った。また、施設的环境整備等を行った。	3	①関連条文：第17条、18条 ②成果：乳幼児連れの保護者の来館が増え、地域の子育て支援の拠点となった。 ③課題：乳幼児に対応した施設的环境整備等を進める必要がある。	B	こども本部 青少年育成課	68,199
推進施策 15		地域における中学生・高校生世代の子どもの居場所づくりを推進します。 <small>（参考条文：第21条、第27条、第28条、第29条、第31条）</small>										
《目標》 具体的な取組 58		子ども夢パーク事業において音楽スタジオを利用する子どもへの支援を充実させるなど、中学生・高校生世代の居場所づくりを推進します。										
237	子ども夢パーク事業	子どもの活動拠点として、また子どもなら誰でも利用できる施設として、子どもの意見表明・参加を实践するために事業を行う。施設において、子ども運営委員会を組織し、子どもの意見を施設の管理運営事業実施に反映させる。	子どもの活動拠点として、また子どもなら誰でも利用できる施設として、子どもの意見表明・参加を实践するために事業を行う。施設において、子ども運営委員会を組織し、子どもの意見を施設の管理運営事業実施に反映させる。	3	子どもの活動拠点として、また子どもなら誰でも利用できる施設として、子どもの意見表明・参加を实践するために事業を行う。施設において、子ども運営委員会を組織し、子どもの意見を施設の管理運営事業実施に反映させた。	3	子どもの活動拠点として、また子どもなら誰でも利用できる施設として、子どもの意見表明・参加を实践するために事業を行う。施設において、子ども運営委員会を組織し、子どもの意見を施設の管理運営事業実施に反映させた。	3	①関連条文：第21条 ②成果：こどもゆめ横丁など、子どもの意見表明・参加を实践するための事業が市民に広く知られつつあり、継続的に実施できた。 ③課題：子どもが意欲的に取り組めるよう、おとなが協働していく。	B	こども本部 青少年育成課	

第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画進捗状況調査表

事業No.	事業名	事業の概要	平成23年度実施状況	平成23年度達成度	平成24年度実施状況	平成24年度達成度	平成25年度実施状況	平成25年度達成度	子どもの視点からの成果と課題	3年間の自己評価度	所管課	再掲事業No.
《目標》 具体的な取組 59		こども文化センターの中学生・高校生世代の居場所づくりを推進します。										
238	こども文化センター事業（中学生・高校生の居場所づくり）	こども文化センターにおける音楽室の設置を行い、地域における中学生・高校生年代の居場所づくりを促進する。	既存の音楽室を活用し、地域における中学生・高校生年代の居場所づくりを促進した。	3	既存の音楽室を活用し、地域における中学生・高校生年代の居場所づくりを促進した。	3	既存の音楽室を活用し、地域における中学生・高校生年代の居場所づくりを促進した。	3	①関連条文：第26条、第27条 ②成果：音楽室の活用により、中学生・高校生の居場所としての認識が広まりつつあり、利用者数が年々増加した。 ③課題：中学生・高校生の居場所として音楽室、ダンス室等の整備を進める必要がある。	B	こども本部 青少年育成課	
《目標》 具体的な取組 60		中学生・高校生世代の子どもの対象とした、文化・芸術活動をととして子どもの居場所づくりを推進します。										
239	青少年舞台活動事業	平成19年度まで市主催で実施していた青少年舞台芸術活動事業（「かわさきヤングミュージカル」を実施）の事業目的を継承し、多様な表現アートを用いた新たなプログラムで構成される青少年向け舞台芸術活動事業を、川崎市アートセンターで行う。 市内の青少年を対象に参加者を公募し、第一線で活躍するプロフェッショナルなアーティストを講師に迎え、表現力、コミュニケーション能力等を磨く多様な表現アートのワークショップを実施し、その成果発表としてアートセンター（アルテリオ小劇場）で公演する。	・クラウンワークショップを4月13日 5月11、25日 6月8、27日 7月6日 8月24日 9月2、16日 10月14日 1月20日 2月1日 3月3日に、計13日間実施。 ・クラウンワークショップ発表会を5月29日（おとな6名・子ども2名）、9月19日（おとな5名・子ども9名）、3月3日（クローズド公演32名）、4日（一般公演110名）に行い、世代を超えおとなも交えた青少年舞台芸術教育・育成事業を実施した。	3	ヤングミュージカル「青い鳥」の公演に向けて、5月にオーディションを行い、6月からワークショップ、舞台稽古を重ねた。 出演者は10歳から68歳までの計34名で地域住民参加ミュージカルとして計3回の公演を行い、世代を超えておとなも交えた青少年舞台芸術教育・育成事業を実施した。8月31日及び9月1日の2日間で開催した。	3	夏休み期間において、「新妻聖子一人芝居『青空』」公開舞台稽古の他、ワークショップフェスティバルと題して「親子演劇ワークショップ」、「和太鼓一梵天・ワークショップ」、「ミュージカルワークショップ」を実施（計約700人）。また、地域劇団として立ち上げた、5歳から75歳までが所属する「劇団わが町」による舞台公演を行った。（劇団参加者約50名、観客数10公演計1,400人）	3	①関連条文：第29条、第32条 ②成果：アートセンターの特徴でもある小劇場と映像館に関連した、親子参加型などの様々なワークショップや、プロを交えた舞台活動に参加することで、文化芸術の振興を推進した。 ③課題：現在の取り組みを継続するとともに、参加者の拡大のため広報等を強化する必要がある。	B	市民・こども局 市民文化室	111
240	青少年フェスティバル事業	青年層（15歳から30歳）の企画・運営による、小・中・高校生を対象としたイベントで、ステージ企画・ゲーム企画・模擬店・フリーマーケットなどを実施する。	平成24年3月18日に開催した第17回青少年フェスティバルにおいて、実行委員及び当日運営委員を公募した。開催当日は、実行委員11名、運営委員90名が参加した。 実行委員が、月1～2回の会議を開催し、イベントの企画立案を行った。また、前日準備及び当日の運営を実行委員及び、運営委員で行ったことにより、青年層の社会参加の促進に努めた。	3	3月17日に開催した第18回青少年フェスティバルにおいて、実行委員及び当日運営委員を公募した。実行委員14名、当日運営委員60名が参加した。開催までは、実行委員が月1～2回の会議を開催し、イベントの企画立案を行った。また、前日準備及び当日の運営を実行委員及び当日運営委員で行ったことにより、青年層の社会参加の促進に努めた。	3	3月9日に開催した第19回青少年フェスティバルにおいて、実行委員及び当日運営委員を公募した。実行委員10名、当日運営委員70名が参加した。開催までは、実行委員が月1～2回の会議を開催し、イベントの企画立案を行った。また、前日準備及び当日の運営を実行委員及び当日運営委員で行ったことにより青年層の社会参加の促進に努めた。	3	①関連条文：第29条 ②成果：青少年の企画・運営により、青少年層の社会参加の促進が図られた。 ③課題：より多くの青少年層の社会参加が実現するよう、実行委員及び運営委員募集の広報等の方法について検討の必要がある。	B	こども本部 青少年育成課	
推進施策 16		不登校の子どもが安心していただける場づくりを進め、学校・地域・社会への参加に向けた支援に努めます。 <i>（参考条文：第16条、第27条、第29条）</i>										
《目標》 具体的な取組 61		川崎市適応指導教室（ゆうゆう広場）を充実します。また不登校家庭訪問員や教育相談員及びメンタルフレンドの充実を図ります。										
241	適応指導教室（ゆうゆう広場）	市内6か所に設置されている適応指導教室（ゆうゆう広場）において、通級する子どもたちのニーズに応じた活動を展開するために、毎月担当者が集まり、情報交換と研修を行うなど、活動内容に子どもたちの声が反映され、不登校の子どもが安心していられる居場所づくりに努める。	市内5か所に設置している適応指導教室（ゆうゆう広場）の教育相談員の連絡会議、研修会を月1回定期的に開催し、情報の共有化と相談技術の向上を図ってきた。その結果、通級者の3割を超える児童生徒が何らかの形で学校復帰を果たすことができた。	3	高津区に6番目の適応指導教室（ゆうゆう広場）を開設し、市内全域から通級しやすい環境を整えることができた。 教育相談員の連絡会議、研修会を月1回定期的に開催し、情報の共有化と相談技術の向上を図った結果、平成24年度は192名が通級登録し、その3割を超える児童生徒が何らかの形で学校復帰を果たしている。	3	市内6箇所の適応指導教室（ゆうゆう広場）を運営し、小集団での体験活動・学習活動を通して自主性の育成や人間関係の適性を高め、学校や社会復帰につながるような支援を行った。また、教育相談員の連絡会議、研修会を月1回定期的に開催し、情報の共有化と相談技術の向上を図った。その結果、平成25年度は216名が通級登録し、その3割を超える児童生徒が登校できる状態、または、学校復帰を果たしている。	3	①関連条文：第16条、第27条 ②成果：適応指導教室に通った多くの子ども達に状態の改善が見られた。 ③課題：適応指導教室の通級が必要とされる子ども達への周知が必要である。	B	教育委員会事務局 総合教育センター 教育相談センター	36,106,232
242	教育相談員・メンタルフレンド	川崎市適応指導教室（ゆうゆう広場）では、教育相談員以外にボランティアとして、主に心理学を学ぶ大学生や、大学院生をメンタルフレンドに採用し、通級する子どもたちの相談、活動相手になってもらっている。	平成23年度は、心理や教育を学ぶ大学院生及び学部生18人がメンタルフレンドとして活動した。メンタルフレンドは児童生徒と年齢も近く、児童生徒が気軽に相談できることから、子どものケアに大変有効である。	3	平成24年度は、心理や教育を学ぶ大学院生及び学部生21人がメンタルフレンドとして活動した。メンタルフレンドは児童生徒と年齢も近く、児童生徒が気軽に相談できることから、子どものケアに大変有効であった。	3	平成25年度は、心理や教育を学ぶ大学院生及び学部生24人がメンタルフレンドとして活動した。メンタルフレンドは児童生徒と年齢も近く、児童生徒が気軽に相談できることから、子どものケアに大変有効であった。また、教育相談員の連絡会議、研修会を月1回定期的に開催し、情報の共有化と相談技術の向上を図った。	3	①関連条文：第16条、第27条 ②成果：メンタルフレンドは、年齢も近く気軽に相談でき、また一緒に楽しく活動できる存在であるため、子どもが安定した生活を送るために大変有効であった。 ③課題：メンタルフレンドの人数の確保が必要である。	B	教育委員会事務局 総合教育センター 教育相談センター	37

事業No.	事業名	事業の概要	平成23年度実施状況	平成23年度達成度	平成24年度実施状況	平成24年度達成度	平成25年度実施状況	平成25年度達成度	子どもの視点からの成果と課題	3年間の自己評価度	所管課	再掲事業No.
《目標》 具体的な取組 62		子どもにふさわしい支援を行うため、不登校対策連絡協議会を充実し、特定非営利活動法人を含む関係機関等との連携を進め、不登校の子どもの居場所づくりを推進します。										
243	子ども夢パーク事業 (不登校児童生徒居場所事業)	不登校の児童生徒の居場所であるフリースペースえんにおける子どもの意見表明を支援する。	子ども夢パークの指定管理業務の一つであり、不登校の児童生徒がありのままの自分でいられる居場所として、夢パーク内にフリースペース“えん”を設置し運営する。	3	不登校の児童生徒の居場所であるフリースペースえんにおける子どもの意見表明を支援した。	3	不登校の児童生徒の居場所であるフリースペースえんにおける子どもの意見表明を支援した。	3	①関連条文:第16条、第27条 ②成果:不登校の児童生徒の居場所であるフリースペースえんの存在が市民に認知されてきており、子どもの意見表明の場としての役割を果たしている。 ③課題:地域や学校との協力が必要である。	B	子ども本部 青少年育成課	103
244	こどもサポート旭町 (川崎区)	子ども一人ひとりに適した形で社会参加ができるように、自己解決力や対人関係力を醸成するグループ活動・体験活動・学習支援や保護者相談等を旭町こども文化センターで行う。また、保護者の会を開催し、学習や話し合いをとおして、子どもの理解や対応を学び、日々の養育に活かせるよう支援する。	・こどもサポート旭町 週2回実施登録及び見学数18組 ・保護者の会年7回実施	3	フリースペースこどもサポート旭町の運営(週2回+平日1回)を行ったほか、保護者の会(年8回)、個別支援会議(年6回)を実施した。	3	こどもサポート旭町の開設日を週3日に拡充した。その他、個別検討会議を年5回、不登校児等の保護者会を年6回、運営委託団体との定例打合せ会を年5回開催し、一人ひとりに適した対応をしながら、学校や社会参加に向けた支援を行った。	3	①関連条文:第16条、第27条 ②成果:こどもサポート旭町の開設日を年々拡充して、不登校等の様々な課題を抱える子どもや保護者を支援した。 ③課題:利用実績を分析しながら、必要に応じて開設日の拡充を検討する。	B	川崎区役所 こども支援室	104
245	子ども包括支援事業 (こどもサポート南野川) (宮前区)	不登校など課題を持ち支援が必要な18歳までの子どもを対象に教育委員会をはじめ、関係機関と連携し、居場所づくり、生活、学習支援を実施し、課題の改善を図る。	不登校支援としては、教育委員会・利用者の在学小・中学校・地域・その他関係機関と密に連絡をとり、個々の子どもにあった学習支援、生活支援を実施している。そのため、利用者の半数近くが復学(一部再来所もあり)するなどの効果も上げている。地域関係者等の理解を得るため、報告会を開催(年1回)した。	2	こどもサポート南野川については週4日9時から16時までの時間で開所し、子どもが安心して過ごせる居場所づくり、個々の子どもに適した生活支援・学習支援を実施した。 また、その他、教育相談や保護者会(年3回)、地域報告会(年1回)を実施した。	2	支援スタッフを2人から3人に増員し、こどもたち一人ひとりの状態に合ったきめ細やかな支援をするための対応を行った。 また、アンケート調査を実施し、こどもたちの必要とする居場所づくり、支援を行うための課題の共有を図った。	3	①関連条文:第16条、第27条 ②成果:支援スタッフの増員により、ゆとりのある対応を行えたことで、こどもたちの通学への関心を高め、学習意欲の向上に繋げることができた。 ③課題:引き続き事業を推進し、こどもたちの支援やケアを行っていく必要がある。	B	宮前区役所 こども支援室	105
246	不登校対策連絡協議会	研究実践校の小学校に配置した「心のかけはし相談員」と中学校全校に配置したスクールカウンセラーを活用して、教育相談機能の充実及び小中連携に取り組んでいる。また、学校と不登校対策に関わる施設や関係機関との連絡協議会を年3回開催し、不登校の未然防止、早期解決に向けて取り組んでいる。	不登校対策推進事業「フレンドシップかわさき」の一環として不登校対策連絡協議会を年3回実施した。不登校対策連絡協議会が母体となり、不登校相談会、進路情報説明会が開催され97名の参加者があった。また、実践校の小中連携が更に進み、不登校未然防止に向けての取組がなされた。	3	不登校対策推進事業「フレンドシップかわさき」の一環として不登校対策連絡協議会を年3回実施した。不登校対策連絡協議会が母体となり、不登校相談会、進路情報説明会が開催され107名の参加者があった。また、実践校の小中連携が更に進み、不登校未然防止に向けての取組がなされた。	3	不登校対策推進事業「フレンドシップかわさき」の一環として不登校対策連絡協議会を年3回実施した。不登校対策連絡協議会が母体となり、不登校相談会・進路情報説明会が開催され130名の参加者があった。また、実践校の小中連携が更に進み、不登校未然防止に向けての取組がなされた。	3	①関連条文:第16条 ②成果:学校や関係機関・施設との連携により、子どもの状態にあった支援を受けることができた。 ③課題:個々の状態にあったよりきめ細やかな支援が必要である。	B	教育委員会事務局 総合教育センター 教育相談センター	148
247	不登校の子どもへの情報提供	事業の概要は、研究実践校の小学校に配置した「心のかけはし相談員」と中学校全校に配置したスクールカウンセラーを活用して、教育相談機能の充実及び小中連携に取り組んでいる。また、学校と不登校対策に関わる施設や関係機関との連絡協議会を年3回開催し、不登校の未然防止、早期解決に向けて取り組んでいる。	不登校の児童生徒は、どうしてもさまざまな情報が薄くなるのが懸念される。そのため、不登校対策連絡協議会が母体となり、不登校相談会、進路情報説明会を開催し、97名の参加者があった。	3	不登校の児童生徒は、どうしてもさまざまな情報が薄くなるのが懸念される。そのため、不登校対策連絡協議会が母体となり、不登校相談会、進路情報説明会を開催し、107名の参加者があった。	3	不登校の児童生徒は、どうしてもさまざまな情報が薄くなるのが懸念される。そのため、不登校対策連絡協議会が母体となり、不登校相談会・進路情報説明会を開催し、130名の参加者があった。	3	①関連条文:第16条 ②成果:不登校の児童にとって多くの進路に関する情報を得ることができた。 ③課題:相談会・説明会開催の周知を行う必要がある。	B	教育委員会事務局 総合教育センター 教育相談センター	
推進施策 17		子どもが利用する施設等のバリアフリー化を進め、子ども同士、保護者の交流が進み障害のある子どもが活動しやすい環境を整備します。 (参考条文:第16条、第26条、第27条)										
《目標》 具体的な取組 63		障害のある子どもが活動しやすいよう、子どもが利用する施設のバリアフリー化を進めます。										
248	こども文化センターの施設整備	老朽化施設を改修するとともに、バリアフリーの理念に沿って、障害のある子どもが利用しやすい施設にする。	老朽化施設を改修した。また、建替え工事を行った玉川こども文化センターにおいては、バリアフリーの理念に沿った施設整備を行った。	3	老朽化施設を改修したほか、建設中の(仮称)川崎区内複合福祉施設に入る日進町こども文化センターにおいては、バリアフリーの理念に沿った施設整備を行っている。	3	老朽化施設2施設を改修(屋上防水、外壁塗装)したほか、ふれあいプラザ川崎内に移設した日進町こども文化センターにおいては、バリアフリー化し、障害のある子どもが活動しやすいよう整備を行った。	3	①関連条文:第16条、第21条 ②成果:老朽化施設の改修やバリアフリー化がされることで、より安全で快適な環境で活動をすることができるようになった。 ③課題:継続的な施設のメンテナンスが必要である。	B	子ども本部 青少年育成課	225

第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画進捗状況調査表

施策の方向3 220～255

事業No.	事業名	事業の概要	平成23年度実施状況	平成23年度達成度	平成24年度実施状況	平成24年度達成度	平成25年度実施状況	平成25年度達成度	子どもの視点からの成果と課題	3年間の自己評価	所管課	再掲事業No.
249	こども文化センターわくわくプラザ室の施設整備	わくわくプラザ登録児童、利用児童の増加により、狭あいとなった施設の解消のため、整備を行う。バリアフリー化し、障害のある子どもが活動しやすくなるよう環境整備を進めるとともに、学校との連携を図り、子ども同士の交流を促進する。	わくわくプラザ7か所の施設整備を行った。また、学校との連携を図り、子ども同士の交流を促進する。	3	わくわくプラザ4か所の施設整備を行った。また、学校との連携を図り、子ども同士の交流を促進する。	3	わくわくプラザ3か所の施設整備を行った。また、学校との連携を図り、子ども同士の交流を促進する。	3	①関連条文:第16条、第21条 ②成果:わくわくプラザの施設整備を行い、3階以上のプラザ室の低層階への移動やスペース拡充を行い、より安全に配慮しながら利用を希望する子ども全員を受け入れた。 ③課題:増加傾向にある児童数への対応するため、余裕教室を利用させてもらえるよう、学校と協議を進める。	B	こども本部 青少年育成課	226
250	わくわくプラザ事業(障害児対応)	小学校施設を活用したわくわくプラザでは、利用児童を分け隔てなく、さまざまな遊びや文化・スポーツ活動を通じて、仲間づくりを促進し、おとなも児童もともに育ちあうことを目的とした事業で、学校や地域との連携を図り、児童の支援を行い利用しやすく、過ごしやすい施設にするとともに、障害のある子どもに対しても適切な対応を図る。	学校や地域との連携を図り、児童の支援を行い利用しやすく、過ごしやすい施設にするとともに、障がいのある子どもに対しても適切な対応を行った。	3	学校や地域との連携を図り、児童の支援を行い利用しやすく、過ごしやすい施設にするとともに、障害のある子どもに対しても適切な対応を行った。	3	学校や地域との連携を図り、児童の支援を行い利用しやすく、過ごしやすい施設にするとともに、障害のある子どもに対しても適切な対応を行った。	3	①関連条文:第16条、第21条 ②成果:学校や地域との連携を図り、利用者の声を反映したすべての児童が利用しやすい施設にするとともに、障害のある子どもに対しても適切な対応を行った。 ③課題:増加傾向にある障害児に対する専用スペースの不足が課題となっている。	B	こども本部 青少年育成課	
251	学校建設におけるバリアフリー化及び改修事業	児童生徒が利用しやすく、過ごしやすい施設にするとともに、障害のある子どもに対しても適切な対応を図る。	桜本中学校、塚越中学校、玉川小学校、菅中学校、西生田中学校 5校へのエレベータの設置	3	下沼部小学校、白幡台小学校、宮崎小学校、南生田中学校、南菅小学校、真福寺小学校の6校のエレベータを設置した。	3	富士見台小学校、平小学校、長尾小学校、菅生小学校、東柿生小学校、荻宿小学校、大谷戸小学校、日吉中学校の8校にエレベータを設置した。	3	①関連条文:第16条、第21条 ②成果:車椅子等を使用する児童・生徒がエレベータを使用して上階の特別教室等にスムーズに移動することが可能となった。 ③課題:エレベータの未設置校(78校)へのエレベータ設置の推進が必要である。	B	教育委員会事務局 教育環境整備推進室	
《目標》 具体的な取組 64		障害のある子ども等に地域での生活を支援するため、障害児タイムケア事業をはじめとした各種障害福祉サービスを充実します。										
252	障害児施設の設置・運営	○障害特性に応じた療育等の支援がでる施設を設置・運営する。 ・南・中・北・西部地域療育センター(福祉型児童発達支援センター・医療型児童発達支援センター)／しいのき学園(福祉型障害児入所施設)／ソレイユ川崎(医療型障害児入所施設) ○障害児施設を利用するための経費を支出するとともに、重度障害児等にも適切な支援が行き届くよう支援を行う。 ・障害児施設への措置や契約による利用時の給付費・措置費の支出、処遇改善費の支出	障害児施設における障害特性に応じた療育等の支援を実施した。障害児の処遇向上、施設運営の健全化を図るための障害児施設給付費、措置費、処遇改善費を支出した。	3	障害児施設における障害特性に応じた療育等の支援を実施した。障害児の処遇向上、施設運営の健全化を図るための障害児施設給付費、措置費、処遇改善費を支出した。	3	障害児施設における障害特性に応じた療育等の支援を実施した。障害児の処遇向上、施設運営の健全化を図るための障害児施設給付費、措置費、処遇改善費を支出した。	3	①関連条文:第16条 ②成果:支障なく運営が行われた。 ③課題:適正な運営の継続が必要。	B	こども本部 こども福祉課	143
253	地域での生活を支援するための障害福祉サービス	障害児タイムケアモデル事業として、障害のある中高生の放課後支援を行う事業である。 こども文化センター等の一室を利用して、放課後や長期休暇中(夏休み等)に障害のある中高生を預かり、集団活動を通して余暇の従事支援と社会に適応する日常的な訓練を行う。 また学校から実施施設まで及び実施施設から児童の家等までの送迎を必要に応じて提供する。	障害児タイムケア事業: 14か所で実施(障害福祉計画の目標値達成) 1月あたり延べ1,485人利用	3	田島養護学校内・渡田こども文化センター内、下平間・南加瀬こども文化センター内、中部身体障害者福祉会館内、ちどり・市立養護学校内、白幡台・宮前平こども文化センター内、長尾・三田こども文化センター内、東百合丘こども文化センター内、片平地域訓練室内の13か所で実施し、1月あたり延べ1,443人の利用があった。	3	田島養護学校内、下平間・南加瀬こども文化センター内、中部身体障害者福祉会館内、ちどり・市立養護学校内、白幡台・宮前平こども文化センター内、長尾・三田こども文化センター内、東百合丘こども文化センター内、片平地域訓練室内の12か所で実施し、1月あたり延べ1,541人の利用があった。	3	①関連条文:第16条 ②成果:より多くの利用希望に対応する等、充実した放課後支援の提供を行った。 ③課題:こどもの状況に合った支援の実施が必要。	B	こども本部 こども福祉課	144

第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画進捗状況調査表

事業No.	事業名	事業の概要	平成23年度実施状況	平成23年度達成度	平成24年度実施状況	平成24年度達成度	平成25年度実施状況	平成25年度達成度	子どもの視点からの成果と課題	3年間の自己評価度	所管課	再掲事業No.
254	地域での生活を支援するための障害福祉サービス	<p>○居宅介護:障害者等の居宅にヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事介護等を行う。</p> <p>○行動援護:障害により行動上著しい困難を有する障害者等の危険回避のための援護や移動中の介護を行う。</p> <p>○児童発達支援:障害児を施設等へ通所させ、適応訓練等の療育を行う。</p> <p>○短期入所:施設に短期間入所し、介護サービス等を提供する。</p> <p>○移動支援・あんしんサポート事業:社会参加等のために必要な外出時の介護や、介護者不在時の居宅での見守りを行う。</p> <p>○日中短期入所事業:施設における日中の一時的な預りを行う。</p>	<p>○居宅介護:障害者等の居宅にヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事介護等を行った。</p> <p>○行動援護:障害により行動上著しい困難を有する障害者等の危険回避のための援護や移動中の介護を行った。</p> <p>○児童デイサービス:障害児を施設等へ通所させ、適応訓練等の療育を行った。</p> <p>○短期入所:施設に短期間入所し、介護サービス等を提供した。</p> <p>○移動支援・あんしんサポート事業:社会参加等のために必要な外出時の介護や、介護者不在時の居宅での見守りを行った。</p> <p>○日中短期入所事業:施設における日中の一時的な預りを行った。</p>	3	<p>○居宅介護:障害者等の居宅にヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事介護等を行った。</p> <p>○行動援護:障害により行動上著しい困難を有する障害者等の危険回避のための援護や移動中の介護を行った。</p> <p>○児童発達支援:障害児を施設等へ通所させ、適応訓練等の療育を行った。</p> <p>○短期入所:施設に短期間入所し、介護サービス等を提供した。</p> <p>○移動支援・あんしんサポート事業:社会参加等のために必要な外出時の介護や、介護者不在時の居宅での見守りを行った。</p> <p>○日中短期入所事業:施設における日中の一時的な預りを行った。</p>	3	<p>○居宅介護:障害者等の居宅にヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事介護等を行った。</p> <p>○行動援護:障害により行動上著しい困難を有する障害者等の危険回避のための援護や移動中の介護を行った。</p> <p>○児童発達支援:障害児を施設等へ通所させ、適応訓練等の療育を行った。</p> <p>○障害児・者一時預かり:障害児者の日中活動の場を確保するとともに集団生活への適応を高めるための指導訓練を行った。</p> <p>○短期入所:施設に短期間入所し、介護サービス等を提供した。</p> <p>○移動支援・あんしんサポート事業:社会参加等のために必要な外出時の介護や、介護者不在時の居宅での見守りを行った。</p> <p>○日中短期入所事業:施設における日中の一時的な預りを行った。</p>	3	<p>①関連条文:第16条</p> <p>②成果:平成24年度から、児童デイサービスが児童福祉法に一本化され、児童発達支援となり事業所数も増加した。</p> <p>③課題:児童福祉法に定められた施設に入所中の過齢児については、大人の施設に移行する必要がある。</p>	B	健康福祉局 障害計画課	145
<p>《目標》 具体的な取組 65</p>		<p>特別支援学級や特別支援学校の充実を図り、個別の支援を進めるとともに障害に関する理解を深めるため、子どもの相互交流を進めます。</p>										
255	特別支援学級や特別支援学校との相互交流	<p>一人ひとりの教育的ニーズに応じて、特別支援学級在籍児童生徒が通常の学級と交流、特別支援学校と地域の学校間交流、あるいは特別支援学校に在籍している児童生徒の居住地の学校との交流を推進する。</p>	<p>一人ひとりのニーズに応じ、特別支援学級在籍児童生徒の通常の学級との交流、特別支援学校と地域の学校間での交流、特別支援学校に在籍している児童生徒の居住地の学校との交流を進めた。</p>	3	<p>一人ひとりのニーズに応じ、特別支援学級在籍児童生徒の通常の学級との交流、特別支援学校と地域の学校間での交流、特別支援学校に在籍している児童生徒の居住地の学校との交流を進めた。</p>	3	<p>一人ひとりのニーズに応じ、特別支援学級在籍児童生徒の通常の学級との交流、特別支援学校と地域の学校間での交流、特別支援学校に在籍している児童生徒の居住地の学校との交流を進めた。</p>	3	<p>①関連条文:第16条</p> <p>②成果:校長会や特別支援学級担当者会等で交流及び共同学習の推進について啓発を行った。</p> <p>③課題:居住地交流の推進に向けて「副次的籍」等手立てを検討する。</p>	B	教育委員会事務局 指導課	